

兵庫県保険医協会尼崎支部 第81回医療と福祉を考える会

「働く人の腰痛予防」

～看護介護職のための腰痛にならない身体創りと作業のコツ～

あなたは腰に自信がありますか？ 美しい腰という意味ではなく、今の仕事に耐えられる腰を持っているかということです。

今回の講習会は、あなたの腰を痛みに悩まされない粘りのある腰に変えていくというものです。腰痛は業務上疾病の約6割を占め、しかも再発率が高いという厄介なものです。運輸・製造業とともに看護・介護職の腰痛発生率は群を抜いて高く、大きな社会問題になっています。

なぜ看護介護職に腰痛が多いのか、なぜ腰痛は再発しやすいのか、そしてそれを予防するためにどうすれば良いのかを実技を交えながら説明します。

さあ快適に仕事出来る粘り腰に変えていきましょう。(高野記)

「医療と福祉を考える会」は医療、看護、介護に関わる方々に職種を超えてお集まりいただき、ざっくばらんに話し合い、学習する場として開催しています。お気軽にご参加ください。

(担当・わたや整形外科 綿谷 茂樹)

日時 10月20日(木) 18時30分～20時30分

会場 関西労災病院 管理棟4階大会議室
(尼崎市稲葉荘3丁目1-69)

講師 関西労災病院・勤労者予防医療センター
理学療法士 高野 賢一郎氏

参加費 無料

お問い合わせは協会事務局 長澤・荒川・駒ヶ嶺(コガミネ) TEL078-393-1805 まで

【お申し込み】 FAX: 078-393-1802

第81回医療と福祉を考える会(10/20)

参加者氏名	職種

地区 () 医療機関名 ()

TEL: ()

兵庫県保険医協会

尼崎支部ニュース

325号

2011年9月25日付

〒660-0055 尼崎市稲葉元町2-11-10 八木クリニック内
兵庫県保険医協会尼崎支部 TEL06-6417-6600 FAX06-6417-6011



新幹事就任のご挨拶

<第二弾>



いまきたファミリークリニック(東難波町)院長

今北 正道先生

この度、尼崎支部の幹事に就任いたしました今北正道です。私は大学卒業後、兵庫医科大学第一外科および関連病院で20年間の勤務後、尼崎市東難波にて開業いたしました。開業当初に親友の先生から勧められて保険医協会に入会し、保険請求等の相談や幹事会への出席で医療・介護・保険の現状などを勉強させていただきました。今後も地域医療に携わって行くために患者さんの立場で医療・介護・保険活動を保険医協会の皆さんと一緒に考え、そして発展して行けばと思っています。よろしくお祈りします。



合志病院(長洲西通)院長

合志 明彦先生

この度、尼崎支部幹事に就任致しました合志でございます。ここ尼崎市では、行政はすべて公的病院の方を向いておられ、地域に貢献できるようにがんばっていても、なかなか行政に存在を認めていただけず、消費税がこのまま上がれば息の根を止められてしまうような小さな私立病院をやっております。

と書きながら、なんと根性のねじ曲がったご挨拶なんだろうと我ながらあきれておりますが、これが今の正直な心境であります。また、残念な事に経営に関するセンスがないことでは父親似で、貧乏暇なし、ただあがくだけのような生活を送っておりまして、院内の会議などに追い回され、毎回幹事会に参加もかなわず、最初のご挨拶からしてお詫びを申し上げる次第であります。

しかしながら、先輩役員の先生方や事務局の方々のご指導を受け、国民医療の充実と向上を目指し尽力できますようがんばりますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



尼崎アスベスト裁判

「アスベスト発生施設は規制対象から除外」

—国の無策を歴史的に証明

旧クボタ神崎工場周辺で環境曝露によるアスベスト被害を訴えている山内康民さんらの裁判は、9月2日、23回目の口答弁論が行われた。

弁護団は、昭和30年代からの、産業政策優先で公害対策が後回しとなった国の対応の経過を説明。高度成長にともない、四日市ぜん息など大気汚染の激化が社会問題となり、市民運動の広がりによって昭和42年ようやく公害対策基本法が成立し、つづいて42年、45年の2度にわたる大気汚染防止法の改正でばい煙・粉じんの規制が強化されたことで、

両法により石綿粉じんの飛散規制は可能だったにもかかわらず、アスベスト発生施設は規制対象から除外され、平成元年に至る19年間、安全規制を行使しなかったとして、国の不作為を指摘した。

次回10月27日からは証人尋問が始まり、弁護団は多くの傍聴支援を呼びかけている。労災型裁判は10月7日を予定。



弁論後の支援者への報告集会の様子

労災休業補償不支給裁判—神戸地裁敗訴の判決

松本博さん控訴へ

労災認定はされたものの、2年の時効を過ぎていたとの理由で休業補償を不支給とされた松本博さんの行政訴訟は、9月15日に判決。矢尾和子裁判長は控訴を棄却した。

松本さんは休業補償の起算点を「肺がんの原因がアスベストと知った時期」と主張しているが、国は「クボタショックなどもあり発症時には知ることができた」とし、「考慮しない」とした。

アスベストが原因とわからずに亡くなった被害者は労災で遡及救済されなかったことが社会問題となり、「アスベスト新法により遺族補償」がなされることになったが、松本さんのような「生存被害者」には労災、新法いずれも適用されない状態がつづいている。

判決後の報告集会で松本さんは控訴を表明した。

泉南アスベスト国家賠償控訴審判決—

大阪高裁 「産業社会の発展を阻害する」と控訴棄却

国の不作為を訴えていた大阪府南部の零細紡績工場の元労働者らによる泉南アスベスト国家賠償控訴審の判決が、8月25日、大阪高裁(三浦潤裁判長)で行われ、「産業社会の発展を阻害する」「危険性は新聞記事等で知ることができた」などとして、大阪地裁判決を取り消し、控訴棄却とした。

原告・弁護団は「アスベスト被害の救済に背をむけるばかりか、多くの公害裁判、塵肺訴訟、薬害訴訟など、これまで勝ち取ってきた健康被害救済の裁判と、運動の到達点を根底から覆す不当な判決」と抗議し、8月31日に最高裁に上告した。

アスベスト被害からいのちと健康を守る尼崎の会は、第7回総会を11月5日(土)14時から尼崎労働福祉会館で開催予定。第1部は森裕之立命館大教授の講演会、第2部は総会。また、11月13日(日)にはJR尼崎駅北側の小田公民館で第13回アスベスト健康被害相談会を開催する。

第453回幹事会だより

9月16日(金)於 南武庫之荘・「千石寿司」 参加:10人

- 尼崎支部の会員数と組織率
9/15現在 医科382人(83%)、歯科136人(53%)
- 医療をめぐる情勢と運動対策
税と社会保障一体改革の一部負担金増の問題、県立こども病院移転問題、秋の大型宣伝企画、審査指導問題等について意見交換した。
- 当面の支部活動
9月28日(水)13:30～金楽寺健康教室、10月20日(木)18:30～関西労災病院にて第81回医療と福祉を考える会を開催予定。
- 次回の幹事会
10月14日(金)20時から西大島・「海舟」で開催予定。
お問い合わせはTEL 078-393-1803 長澤まで

前回(8/26)幹事会に

田中康夫衆議院議員(新党日本代表)が参加

社会保障のあり方や民主党政権のゆくえなどざっくばらんに交流。田中議員は東日本大震災での、国の医療機関への支援状況や課題など新党日本の取り組みも合わせて報告された。



前回幹事会の様子